

○ 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習規程（昭和五十六年労働省告示第四十三号）

木造建築物の組立て等作業主任者技能講習規程の一部を改正する件 新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	（受講資格）	
第一条 労働安全衛生規則別表第六木造建築物の組立て等作業主任者技能講習の項受講資格の欄第三号の厚生労働大臣が定める者は、次の各号に掲げる者で、当該訓練を修了した後二年以上木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業に従事した経験を有するものとする。	（略）	（略）
五 職業能力開発促進法第二十七条第一項の指導員訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第八の訓練科の欄に掲げる建築システム工学科の訓練、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成十六年厚生労働省令第四十五号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第八の訓練科の欄に掲げる建築工学科の訓練又は職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（昭和六十三年労働省令第十三号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第八の訓練科の欄に掲げる建築工学科の訓練又は職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（昭和六十三年労働省令第十三号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第八の訓練科の欄に掲げる建築科の訓練（旧訓練法第八条第一項の指導員訓練として行われたものを含む。）を修了した者	（略）	（略）
六 （略）	（略）	（略）